

## I P 通信網サービス契約約款 (OCN)

## 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種  
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

【現改比較表】 2025年3月31日現在

～2025年3月31日

2025年4月1日～

目次 (略)

第1章～第5章 (略)

第6章 料金等

第25条～第26条 (略)

[第27条 第2種契約者 \(料金表第1表 \(料金\) に規定するタイプ1 \(プラン6又はプラン7に係るものに限ります。\)、タイプ6-3のコース1 \(音声通話機能付き契約者カード又は移動無線装置を利用するものに限ります。\)、タイプ8のコース1 \(プラン25若しくはプラン26に係るものに限ります。\)\)](#) 又はタイプ8のコース2 に係る者を除きます。以下この条において同じとします。) は、その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日 (付加機能についてはその提供を開始した日) を含む料金月 (1の暦月の起算日 (当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)) から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。) の翌料金月から起算して、契約の解除があった日 (付加機能についてはその廃止のあった日) を含む料金月までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。) について、当社が提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表 (料金) に規定する第2種契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

第7章～第8章 (略)

別記 (略)

目次 (略)

第1章～第5章 (略)

第6章 料金等

第25条～第26条 (略)

[第27条 第2種契約者 \(料金表第1表 \(料金\) に規定するタイプ1 \(プラン6又はプラン7に係るものに限ります。\)、タイプ6-3のコース1 \(音声通話機能付き契約者カード又は移動無線装置を利用するものに限ります。\)\)](#) 又はタイプ8のコース2 に係る者を除きます。以下この条において同じとします。) は、その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日 (付加機能についてはその提供を開始した日) を含む料金月 (1の暦月の起算日 (当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)) から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。) の翌料金月から起算して、契約の解除があった日 (付加機能についてはその廃止のあった日) を含む料金月までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。) について、当社が提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表 (料金) に規定する第2種契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

第7章～第8章 (略)

別記 (略)

～2025年3月31日

2025年4月1日～

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容						
(1)～(7)	(略)						
(8) タイプ8の 区分に係る料金 の適用	<p>タイプ8には、次の区分があります。</p> <p>ア 提供の形態による区別 (略)</p> <p>(ア) コース1に係るもの</p> <p>A 契約事業者による区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">プラン1～</a> <a href="#">プラン12及</a> <a href="#">びプラン25</a></td> <td>東日本電信電話株式会社のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等</td> </tr> <tr> <td><a href="#">プラン13～</a> <a href="#">プラン24及</a> <a href="#">びプラン26</a></td> <td>西日本電信電話株式会社のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等</td> </tr> </tbody> </table> <p>B 品目及び細目等による区分</p>	区分	内容	<a href="#">プラン1～</a> <a href="#">プラン12及</a> <a href="#">びプラン25</a>	東日本電信電話株式会社のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等	<a href="#">プラン13～</a> <a href="#">プラン24及</a> <a href="#">びプラン26</a>	西日本電信電話株式会社のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等
区分	内容						
<a href="#">プラン1～</a> <a href="#">プラン12及</a> <a href="#">びプラン25</a>	東日本電信電話株式会社のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等						
<a href="#">プラン13～</a> <a href="#">プラン24及</a> <a href="#">びプラン26</a>	西日本電信電話株式会社のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等						

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容						
(1)～(7)	(略)						
(8) タイプ8の 区分に係る料金 の適用	<p>タイプ8には、次の区分があります。</p> <p>ア 提供の形態による区別 (略)</p> <p>(ア) コース1に係るもの</p> <p>A 契約事業者による区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">プラン1～</a> <a href="#">プラン12</a></td> <td>東日本電信電話株式会社のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等</td> </tr> <tr> <td><a href="#">プラン13～</a> <a href="#">プラン24</a></td> <td>西日本電信電話株式会社のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等</td> </tr> </tbody> </table> <p>B 品目及び細目等による区分</p>	区分	内容	<a href="#">プラン1～</a> <a href="#">プラン12</a>	東日本電信電話株式会社のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等	<a href="#">プラン13～</a> <a href="#">プラン24</a>	西日本電信電話株式会社のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等
区分	内容						
<a href="#">プラン1～</a> <a href="#">プラン12</a>	東日本電信電話株式会社のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等						
<a href="#">プラン13～</a> <a href="#">プラン24</a>	西日本電信電話株式会社のIP通信網サー ビス契約約款規定に定める光コラボレーシ ョンモデルに係る品目及び細目等						

～2025年3月31日

2025年4月1日～

区分	内容
プラン1～ プラン24	(略)
<a href="#">プラン25</a>	<a href="#">メニュー5-1のII-2-2型のプラン3-1のもの</a>
<a href="#">プラン26</a>	<a href="#">メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5のタイプ1のもの</a>
備考 <a href="#">1 当社は、プラン25又はプラン26に係る加算額について、第29条（利用料等の支払義務）第1項の規定にかかわらず基本額の請求の翌月に請求します。</a>	

区分	内容
プラン1～ プラン24	(略)
<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
備考 <a href="#">削除</a>	

1-2 料金額

1-2-1 利用料

- (1) タイプ1のもの (略)
- (2) タイプ8のもの
  - ア コース1のもの

[1 契約者識別符号ごとに月額](#)

<a href="#">区分</a>	<a href="#">単位</a>	<a href="#">料金額</a>

1-2 料金額

1-2-1 利用料

- (1) タイプ1のもの (略)
- (2) タイプ8のもの
  - ア コース1のもの

[削除](#)

～2025年 3月31日	2025年 4月 1日～
--------------	--------------

プラン 2 5	基本 額 (月 額)	月額累計情報量が 3,040メガバイト 以下の場合	-	5,000円 (5,500円)
	加算 額	月額累計情報量が 3,040メガバイト を超え9,940メガ バイト以下の場合	月額累計 情報量が 3,040メ ガバイト を超える 100メガ バイトご とに	24円 (26.4円)
		月額累計情報量 が9,940メガバイ トを超え10,040 メガバイト以下 の場合	月額累計 情報量 が9,940 メガバイ トを超え る100メ ガバイト ごとに	44円 (48.4円)

～2025年3月31日

2025年4月1日～

		<u>月額累計情報量が10,040メガバイトを超える場合</u>	<u>-</u>	<u>1,700円 (1,870円)</u>
<u>プラン26</u>	<u>基本額 (月額)</u>	<u>月額累計情報量が3,040メガバイト以下の場合</u>	<u>-</u>	<u>5,000円 (5,500円)</u>
	<u>加算額</u>	<u>月額累計情報量が3,040メガバイトを超え9,940メガバイト以下の場合</u>	<u>月額累計情報量が3,040メガバイトを超える</u>	<u>24円 (26.4円)</u>
			<u>100メガバイトごとに</u>	

～2025年3月31日

2025年4月1日～

月額累計情報量が9,940メガバイトを超え10,040メガバイト以下の場合	月額累計情報量が9,940メガバイトを超え100メガバイトごとに	44円 (48.4円)
月額累計情報量が10,040メガバイトを超える場合	—	1,700円 (1,870円)

備考

(略)

1-2-2～1-2-4 (略)

1-2-5 付加機能利用料

1-2-2～1-2-4 (略)

1-2-5 付加機能利用料

～2025年3月31日	2025年4月1日～
-------------	------------

折 り 返 し 通 信 機 能	第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限ります。)でIPv6(IPoE)タイプ又はIPv4 over IPv6(IPoE)タイプの通信を行うための機能	(略)
備考		
1 (略)		
2 (略)		
3 <a href="#">当社は、第2種契約者(タイプ8のコース1のプラン13からプラン24若しくはプラン26、又はコース3のプラン13からプラン24に係る者に限ります。)</a> から請求があった場合、その1の第2種契約につき9つまでの折り返し通信機能を提供します。		

折 り 返 し 通 信 機 能	第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限ります。)でIPv6(IPoE)タイプ又はIPv4 over IPv6(IPoE)タイプの通信を行うための機能	(略)
備考		
1 (略)		
2 (略)		
3 <a href="#">当社は、第2種契約者(タイプ8のコース1のプラン13からプラン24、又はコース3のプラン13からプラン24に係る者に限ります。)</a> から請求があった場合、その1の第2種契約につき9つまでの折り返し通信機能を提供します。		

第2表 工事に関する費用(工事費(附带サービスの工事費を除きます。))

- 1-1 適用 (略)
- 1-2 光アクセス回線に係る工事費の適用

区分	内容
----	----

第2表 工事に関する費用(工事費(附带サービスの工事費を除きます。))

- 1-1 適用 (略)
- 1-2 光アクセス回線に係る工事費の適用

区分	内容
----	----

～2025年3月31日

2025年4月1日～

(1)～(3)

(略)

(4)品目変更工事費の適用

当社は、次のとおり、品目変更工事に係る品目工事費を適用します。

ア～ウ (略)

エ イ及びウのほか、当社は、品目変更工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。

(注) アの(イ)に規定する当社が別に定める場合は、次表に掲げる区分が変更となる工事をいいます。この場合、当社はその工事を新規開通工事とみなし、新規開通工事費を適用します。

区分	内容
区分1	<a href="#">タイプ8のコース1のプラン1から12若しくはプラン25又はコース3のプラン1から12に係るもの</a>
区分2	<a href="#">タイプ8のコース1のプラン13から24若しくはプラン26又はコース3のプラン13から24に係るもの</a>

(1)～(3)

(略)

(4)品目変更工事費の適用

当社は、次のとおり、品目変更工事に係る品目工事費を適用します。

ア～ウ (略)

エ イ及びウのほか、当社は、品目変更工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。

(注) アの(イ)に規定する当社が別に定める場合は、次表に掲げる区分が変更となる工事をいいます。この場合、当社はその工事を新規開通工事とみなし、新規開通工事費を適用します。

区分	内容
区分1	<a href="#">タイプ8のコース1のプラン1から12又はコース3のプラン1から12に係るもの</a>
区分2	<a href="#">タイプ8のコース1のプラン13から24又はコース3のプラン13から24に係るもの</a>

～2025年3月31日

2025年4月1日～

2 工事費の額

2-1 (略)

2-2 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限り、）の提供の開始に関する工事費

2-2-1 新規開通工事費

区分		単位	工事費の額
(ア) <a href="#">コース1のプラン1からプラン3、プラン13からプラン15、プラン25若しくはプラン26に係るもの、又はコース3のプラン1からプラン3若しくはプラン13からプラン15に係るもの</a>	宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	1の工事ごとに	20,000円 (22,000円)
(イ) (略)			

2-2-2 移転工事費

2 工事費の額

2-1 (略)

2-2 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限り、）の提供の開始に関する工事費

2-2-1 新規開通工事費

区分		単位	工事費の額
(ア) <a href="#">コース1のプラン1からプラン3若しくはプラン13からプラン15に係るもの、又はコース3のプラン1からプラン3若しくはプラン13からプラン15に係るもの</a>	宅内に訪問し、屋内配線を新たに設置する工事	1の工事ごとに	20,000円 (22,000円)
(イ) (略)			

2-2-2 移転工事費

～2025年3月31日

2025年4月1日～

区分	単位	工事費の額
(ア) コース1の プラン1からブ ラン3、プラン 13からプラン 15、プラン25 若しくはプラン 26に係るもの、 又はコース3の プラン1からブ ラン3若しくは プラン13からブ ラン15に係るも の	宅内に訪問し、 屋内配線を新た に設置する工事	
	宅内に訪問し、 既設の屋内配線 を利用する工事	
	宅内に訪問しな い工事	
(イ) (略)		

区分	単位	工事費の額
(ア) コース1 のプラン1から プラン3若しく はプラン13から プラン15に係る もの、又はコー ス3のプラン1 からプラン3若 しくはプラン13 からプラン15に 係るもの	宅内に訪問し、屋 内配線を新たに設 置する工事	1の工事ごとに  20,000円  (22,000円)
	宅内に訪問し、既 設の屋内配線を利用する工事	1の工事ごとに  10,600円  (11,660円)
	宅内に訪問しない 工事	1の工事ごとに  3,000円  (3,300円)
(イ) (略)		

～2025年3月31日

2025年4月1日～

2-2-3 品目変更工事費

(1)アクセス回線の転用

[\(略\) 別紙参照](#)

(2)区分変更 (タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限りませう。)

[\(略\) 別紙参照](#)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 移動無線装置使用料 (略)

第2 契約者カードに係る利用料及び発行手数料 (略)

第3 端末設備使用料及び工事費

1 適用 (略)

2 端末設備使用料

区分	内容	単位	料金額
----	----	----	-----

2-2-3 品目変更工事費

(1)アクセス回線の転用

[\(略\) 別紙参照](#)

(2)区分変更 (タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限りませう。)

[\(略\) 別紙参照](#)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 移動無線装置使用料 (略)

第2 契約者カードに係る利用料及び発行手数料 (略)

第3 端末設備使用料及び工事費

1 適用 (略)

2 端末設備使用料

区分	内容	単位	料金額
----	----	----	-----

～2025年3月31日

2025年4月1日～

<p>ホームゲート ウェイ</p>	<p><a href="#">a 第2種契約</a> <a href="#">がタイプ8のコ</a> <a href="#">ース1のプラン</a> <a href="#">2、プラン3、</a> <a href="#">プラン7から12</a> <a href="#">及びプラン25並</a> びにコース3の プラン2、プラ ン3、プラン7 から12に係るも のであって、別 冊（OCN ひか り電話サービ ス）に定める OCN ひかり電 話サービス（コ ース1のメニュ ー1に係るもの に限ります。） をあわせて契約 するもの</p>	<p>1台ごとに</p>	<p>無料</p>	<p>ホームゲート ウェイ</p>	<p><a href="#">a 第2種契約がタイ</a> <a href="#">プ8のコース1のプ</a> <a href="#">ラン2、プラン3及</a> <a href="#">びプラン7から12並</a> びにコース3のプラ ン2、プラン3 <a href="#">及び</a> プラン7から12に係 るものであって、別 冊（OCN ひかり電話 サービス）に定める OCN ひかり電話サー ビス（コース1のメ ニュー1に係るもの に限ります。）をあ わせて契約するもの  <a href="#">b 第2種契約がタイ</a> <a href="#">プ8のコース1のプ</a> <a href="#">ラン13から24及びプ</a> <a href="#">ラン26並びにコース</a> <a href="#">3のプラン13から24</a> に係るもの</p>	<p>1台ごとに</p>	<p>無料</p>
-----------------------	--	--------------	-----------	-----------------------	---	--------------	-----------

～2025年3月31日				2025年4月1日～			
	b 第2種契約 がタイプ8のコー ース1のプラン 13から24及び プラン26並びに コース3のプラ ン13から24に 係るもの						
無線LANカー ド	ホームゲートウ エイの契約があ るもの	1台ごとに	100円 (110円)	無線LANカー ド	ホームゲートウェイ の契約があるもの	1台ごとに	100円 (110円)

～2025年3月31日	2025年4月1日～
-------------	------------

<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">無線LANルータ</td> <td style="width: 35%;">第2種契約がタイプ8のコース1のプラン1及びプラン4からプラン6に係るもの、タイプ8のコース3のプラン1及びプラン4からプラン6に係るもの</td> <td style="width: 15%;">1台ごとに</td> <td style="width: 35%;">300円 (330円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <a href="#">第2種契約がタイプ8のコース1のプラン2、3、プラン7からプラン12及びプラン25</a>に係るもの(OCN ひかり電話契約のある場合を除きます。)、タイプ8のコース3のブ </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	無線LANルータ	第2種契約がタイプ8のコース1のプラン1及びプラン4からプラン6に係るもの、タイプ8のコース3のプラン1及びプラン4からプラン6に係るもの	1台ごとに	300円 (330円)		<a href="#">第2種契約がタイプ8のコース1のプラン2、3、プラン7からプラン12及びプラン25</a> に係るもの(OCN ひかり電話契約のある場合を除きます。)、タイプ8のコース3のブ			<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">無線LANルータ</td> <td style="width: 35%;">第2種契約がタイプ8のコース1のプラン1及びプラン4からプラン6に係るもの、タイプ8のコース3のプラン1及びプラン4からプラン6に係るもの</td> <td style="width: 15%;">1台ごとに</td> <td style="width: 35%;">300円 (330円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <a href="#">第2種契約がタイプ8のコース1のプラン2、3及びプラン7からプラン12</a>に係るもの(OCN ひかり電話契約のある場合を除きます。)、タイプ8のコース3のプラン2、3及びプラン7からプラン12に係るもの </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	無線LANルータ	第2種契約がタイプ8のコース1のプラン1及びプラン4からプラン6に係るもの、タイプ8のコース3のプラン1及びプラン4からプラン6に係るもの	1台ごとに	300円 (330円)		<a href="#">第2種契約がタイプ8のコース1のプラン2、3及びプラン7からプラン12</a> に係るもの(OCN ひかり電話契約のある場合を除きます。)、タイプ8のコース3のプラン2、3及びプラン7からプラン12に係るもの		
無線LANルータ	第2種契約がタイプ8のコース1のプラン1及びプラン4からプラン6に係るもの、タイプ8のコース3のプラン1及びプラン4からプラン6に係るもの	1台ごとに	300円 (330円)														
	<a href="#">第2種契約がタイプ8のコース1のプラン2、3、プラン7からプラン12及びプラン25</a> に係るもの(OCN ひかり電話契約のある場合を除きます。)、タイプ8のコース3のブ																
無線LANルータ	第2種契約がタイプ8のコース1のプラン1及びプラン4からプラン6に係るもの、タイプ8のコース3のプラン1及びプラン4からプラン6に係るもの	1台ごとに	300円 (330円)														
	<a href="#">第2種契約がタイプ8のコース1のプラン2、3及びプラン7からプラン12</a> に係るもの(OCN ひかり電話契約のある場合を除きます。)、タイプ8のコース3のプラン2、3及びプラン7からプラン12に係るもの																

～2025年3月31日

2025年4月1日～

ラン2、3及び  
プラン7からプ  
ラン12に係るも  
の

備考  
(略)

備考  
(略)